令和3年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

「神奈川県暴力団排除条例」の見直し結果について

1 条例の見直しの経緯

県警察では、所管している19条例のうち、今年度に見直しの対象となる1条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、見直しを行った。

【警察が所管する条例】

総数	見直し規定のある条例	今年度見直し対象の条例	
19	8	1	

- *「見直し規定のある条例」のうち、次の7条例については令和元年度に見直し済み。
- (1)集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和25年神奈川県条例第69号)
- (2) 闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例 (昭和31年神奈川県条例第40号)
- (3) 神奈川県迷惑行為防止条例 (昭和38年神奈川県条例第26号)
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和59年神奈川県条例第44号)
- (5) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例 (昭和60年神奈川県条例第30号)
- (6) 拡声器の使用による暴騒音の規制に関する条例 (平成4年神奈川県条例第36号)
- (7) 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例 (平成15年神奈川県条例第73号)

2 今年度見直し対象の条例

神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)

3 見直しの結果

改正を検討する。運用の改善等の必要はない。

第1号様式(第9条関係)

条 例 見 直 し 調 書

			作成年度	令和	□3年度 次回見词		直し予定	令和8年度		
条	例 名	神奈川県暴力団排除条例								
条	例 番 号	平成 22 年神奈川県	条例第 75 号		法 規 集 第 15 編第 4 章					
所	管 室 課	警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課								
条	例の概要	本条例は、暴力団排除について基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策、少年の保護及び健全な育成を図るための措置、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する行為についての必要な規制その他暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とした条例である。								
	視点		討 内	容				考		
検	必 現必例が 大で は 内題 がきるがきる	本条のは、業のは、業のでは、業のでは、業のでは、業のでは、業のでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	本が、暴力団持 を実現するたい を実現す罰例である。 も本はののが表 は、一句の果がである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	非除で、「かび制め」 そのび制め、 得れる そのは、「おいでは、「おいでは、」 そので、「おいでは、「おいでは、」 そので、「おいでは、」 そので、「おいでは、」 では、「おいでは、「おいでは、」 では、「おいでは、「おいでは、」 では、「おいでは、「おいでは、」 は、「おいでは、「おいでは、」 は、これでは、「おいでは、」 は、これでは、「おいでは、」 は、これでは、「ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	関安既牧てき 動が、るしの置るき び事が、	策暮令設為要 的者のらでけにな 基と総す規てつ条 盤暴	条例適用 ⁴ ・平成29 ⁴ ・平和2 ⁴ ・令和2 ⁴	₹10件 ₹10件 ₹9件 ₹10件		
討	効 現容的る 本性 県本針しか 法 憲にな かん 本性 県本針しか 法 憲にな の他	本条例は、暴力団は、暴力団は、暴力のは、暴力のは、暴力のは、暴力のの要に対して、事に対し、事に対し、事に対し、事に対して、事に対し、事に対し、事に対し、事に対し、事に対し、事に対し、事に対し、事に対し	リにより、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はいいり、 はいいが、 はいがが、 はいが、 はいが、 はいが、 はいが、 はいが、 はいが、 はいが、 はいがが、 はいがが、 はいがが、 はいがが、	コ育除 施ら罪県に 人力な事が等 策すや経過 団事び	務をが、のこ事念し、の頁ののる率、合がの計し、規定開た的、的でな画で、事め	設めに なきいで る 務て 及の行 推る安あ 所い び措わ 進社全る 開る	17.18.2			
見	1 改正・廃山	<u> </u>	必要はない。				. 由 等			
直	2 改正・廃止	の必要はない。運用の	改善等を検討っ	する。	事業者と暴力団との関係遮断につい					
L	③ 改正を検討	する。運用の改善等の必要はない。 て課題が認められたことから、改正を検								
結	4 改正及び週	改正及び運用の改善等を検討する。 討する必要がある。					v			
果	5 廃止を検討	5 廃止を検討する。								